（請求/申出先）岡谷市長

# 戸籍証明書等交付請求(申出)書

令和　　年　　月　　日

## （1）　窓口に来た方

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住　所 | | | |
| 氏名 | | 電　話<br>番　号 | できれば携帯番号<br>ー　　ー |
| 生年月日 | 西暦・大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日 | | |

## （2）　必要な戸籍（請求対象者）の記入

| | | |
|---|---|---|
| 本　籍 | 長野県岡谷市 | |
| 筆頭者<br>氏　名 | | 生年月日<br>大・昭・平・令　　年　　月　　日 |
| 対象者<br>氏　名 | どなたのものが必要か記入ください。 | 生年月日<br>大・昭・平・令　　年　　月　　日 |

## （3）　(1)窓口に来た方と (2)必要な戸籍 の関係について（どちらか該当するものに☑）

| (2)本籍が岡谷市の方 | (2)本籍が岡谷市以外の方 |
|---|---|
| ☐　本人(A) ／(A)の　配偶者・父母・祖父母・子・孫 | ☐　本人(A) ／(A)の父母・祖父母・子・孫・配偶者 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 上記の方以外<br>☐　委任状がある方➔ | 委任者（委任状を書いた方）はどなたですか。<br>住　所：<br>氏　名： | | 電話番号<br>（　　）　　ー |
| ☐　委任状がない方➔<br>（請求に関する権限を確認できる資料が必要） | 請求理由 | 使用目的：☐ 相続　☐ 年金(未支給・遺族・[　　])　☐ ビザ　☐ ほか(　　)<br>提 出 先：☐ 岡谷年金事務所　☐ (　　)年金事務所　☐ 郵便局　☐ 入国管理局<br>☐ 法務局　☐ ほか(　　) | |
| 法人が請求される場合 ➔<br>（事務所の名称、所在地、電話番号を記入のうえ、社印を押してください） | 所在地：<br>名　称：　　㊞ | | 電話番号<br>（　　）　　ー |

## （4）　証明の種類と通数（該当するものに☑）

灰色部分：岡谷市以外の証明が可能なもの

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 戸　籍 | ☐ 謄本（全部事項証明） | 450 円／通 | 通 | 内 |
| | ☐ 抄本（個人事項証明） | | 通 | |
| ☐ 死亡記載のみ ☐ 出生～死亡 ☐ 出生～婚姻<br>☐ 婚姻～死亡　☐ (　　) | | | 通/ｾｯﾄ | |
| 改製原 | 謄：☐ 平成　☐ 昭和 | 750 円／通 | 通 | 内 |
| | 抄：☐ 平成　☐ 昭和 | | 通 | |
| 除　籍 | ☐ 全部　☐ 謄本 | | 通 | 内 |
| | ☐ 個人　☐ 抄本 | | 通 | |
| 戸　籍 | ☐一部事項証明　記載事項 | 350 円/通 | 通 | |
| 除　籍 | ☐一部事項証明 | 450 円/通 | 通 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ☐ 受理証明 | 350 円／通 | 通 | |
| 【☐ 婚姻届　☐ 離婚届　☐ (　　届)】 | | | |
| ☐ 届書等情報内容証明 | 350 円／通 | 通 | |
| ☐ 届書記載事項証明<br>【☐ 出生届　☐ 死亡届　☐ 婚姻届　☐ (　　届)】<br>【届出日：昭和・平成・令和　　年　　月　　日】<br>**使用目的、提出先**を上記「請求理由」欄へ記入のこと | | | |
| ☐ 身分証明 | 300 円／通 | 通 | |
| ☐ 独身証明 | | 通 | |
| ☐戸籍　識別符号発行 | 400 円／通 | 通 | 内 |
| ☐除籍　識別符号発行 | 700 円／通 | 通 | 内 |

職員使用欄　（出生死亡等：☐本籍地のみ　☐非本籍地あり）

| | | |
|---|---|---|
| 本人確認資料 | 1 点 | 免、旅、個カ、住カ(写真：有)、障、在カ、学(公)、運経、ほか（　　） |
| | 2 点 | 保険証（国保／後期／健保／介護／共済）、年手、年証、住カ(写真：無)、印鑑登録証明書（申請書に押印したもの）、ほか（　　） |
| | | 学(法・私)、社員証、岡谷市民病院診察券、ほか（　　） |
| 権　限確認書面 | 提示 | ☐ 社員証　☐ 身分証明書　☐ 補助者証　☐ ほか（　　） |
| | 提出 | ☐ 委任状　☐ 陳述書　☐ 戸籍謄本　☐ 登記／代表者事項証明書　☐ 資格証明書　☐ 契約書　☐ ほか（　　） |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受付 | | 処理 | 発行 | 確認<br>出生死亡 | 聴聞（有・無）<br>交付（可・否） | 1 家族構成（　　）人世帯<br>2.本籍・筆頭者<br>3.行政区（　　区）<br>4.ほか（　　） | 備考<br>（キャッシュカード、クレジットカード、診察券）2024.03 |

# 戸籍証明書等請求にあたっての注意事項

## 1.　戸籍証明書等の請求について

この請求書によって戸籍証明書等の請求が出来るのは、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合に限られます。

**（1）　本人等(注1)が請求する場合**

本人等が請求する場合、請求理由を明らかにすることなく当該戸籍の謄抄本等の交付請求をすることが出来ます。ただし、請求が不当な目的によることが明らかなときは、これをお断りすることがあります。

**（2）　第三者(注2)が請求する場合**

第三者の方は次の各号に該当する場合に限り、交付の請求ができます。この場合、請求理由を記入していただきます。

**①　自己の権利行使、義務履行に必要な場合**
**②　国又は地方公共団体に提出する必要がある場合**
**③　そのほか正当な理由がある場合**

## 2.　本人確認について

窓口に来られた方の本人確認を実施しています。下記書類を受付時に提示してください。

| 1点のみの確認 |
|---|
| 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、宅地建物取引士証、個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明証、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第２３条第４項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、みなし在留カード、みなし特別永住者証明書、国若しくは地方公共団体が発行した身分証明書 |

| 2点以上の確認　（A群・B群からそれぞれ1点以上、またはA群から2点以上） | |
|---|---|
| A | 被保険者証（国保、健保、船員保険、介護保険）、共済組合員証、国民年金手帳、年金証書（厚生年金保険、船員保険）、証書（共済年金、恩給）、住民基本台帳カード（写真なし）、印鑑登録証明書（交付請求書に押印した印鑑のもの）等 |
| B | 学生証、法人（国又は地方公共団体を除く。）が発行した身分証明書、国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（Aに掲げる書類を除く。）で、いずれも顔写真を貼り付けたもの又はこれに準ずるもの |

## 3.　資料の提供について

請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

## 4.　権限確認資料について（3ヶ月以内に作成されたものに限る）

窓口に来られた方が本人等以外の場合、請求に関する権限が確認できる資料（委任状等）が必要です。

**（1）　委任状による請求について**

書式は自由です。必ず請求者が作成し、記名押印又は署名が必要になります。

**（2）　請求者が法人の場合：（資格証明書は、法人の登記簿謄抄本で、代表者の資格を確認できるものをご用意ください。）**

| 区　　分 | 現に請求の任に当たっている方（窓口に来られた方） | | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| | 法人の代表者又は支配人の方 | 法人の従業員の方 | |
| ①　資格証明書（代表者の資格を証する書面） | 提　出 | 提　出 | 従業員の方の場合「①及び②の提出」又は「①の提出及び③の提示」のいずれかの方法により確認します。 |
| ②　委任状（代表者が作成した書面） | ― | 提　出 | |
| ③　社員証 | ― | 提　示 | |

## 5.　身分証明書、独身証明書に請求について

身分証明書、独身証明書は原則としてご本人が窓口に来られた場合に限り交付請求に応じます。ただし、ご本人の委任状がある場合はこの限りではありません。

## 6.　無料証明について　　**希望される方は、使用目的が確認できる書類等を窓口に提示してお申し出ください。**

以下の法律に基づく支給、給付、補償を受けようとする方は無料で戸籍の証明を行います。

国民年金法、厚生年金保険法、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法、地方公務員等共済組合法、小規模企業共済法、農林漁業団体職員共済組合法、中小企業退職金共済法、独立行政法人農業者年金基金法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、国民健康保険法、健康保険法、雇用保険法、船員保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、公害健康被害の補償等に関する法律、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律

以下の法律の条文に該当する場合には無料で戸籍の証明を行います。

労働基準法第111条、船員法第119条

## 7.　罰則

偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が処せられます。

---

(注1) 本人等とは、「戸籍に記載されている者(本人)とその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属」のことです。
(注2) 第三者とは、本人等以外の方のことです。